

健康ワンポイントアドバイス



養父市役所保健師
山本純子

7月は「愛の血液 助け合い運動月間」です

7月は「愛の血液助け合い運動月間」として、献血の理解と協力を呼びかけています。最近では手術を受ける人が、事前に自分の血を採血し、準備しておくことも増えました。しかし、状況によっては他者からの輸血に頼らざるを得ないことがあります。献血された血液は、血しょう分画製剤（血液を原料として作られる



医薬品で血友病や肝臓病、腎臓病の治療等に使用されます)の製造にも使用されています。人工的に作ることができない血液は、献血でしか確保できません。献血は輸血だけでなく、貴重な医薬品を製造するためにも必要です。献血は健康でなければなりません。献血前の問診や検査は、血液を提供しても自分が大丈夫かどうかの確認でもあります。また、季節によって変動があり、夏や冬に血液が不足しやすく、まだまだ足りないのが現状です。国内の献血ではまかなえず、種類によっては40〜70%を外国からの輸入に頼っています。安全性の面からも、国内でまかなうことが望ましいのです。

献血した血液は どうやって回復する？
医学的には、体内の全ての血液量(体重の7〜8%)の15%までは、出血しても日常生活には影響がないと言われています。血液の回復は、赤血球で4000ミリリットルでは3〜4週間、成分献血(血しょう・血小板の場合)では1週間程度で回復します。献血に使用する採血針などはすべて滅菌済みで一度しか使用しません。これによって細菌などに感染することは全くありませんので安心してください。献血は、身近にできる大きなボランティアです。皆様のご理解ご協力をお願いします。

シリーズ② 若者定住促進制度って？

5月号で、概要を紹介しました「若者定住促進制度」ですが、6月から奨励金の種類ごとに紹介しています。今回は、「家賃対策補助金」について説明します。

共通事項(必須要件です)

- ①平成16年4月1日以降、要件に該当し、養父市に居住していること
 - ②市税等を納税していること
(市税：市民税、固定資産税、国民健康保険税、行政使用料：介護保険料、水道料金、使用料、下水道使用料、幼稚園及び保育所保育料等)
- ※ただし、地方公共団体等に勤務し、定年適用を受ける方は支給対象となりません。

◎家賃対策補助金

平成16年4月1日以降に市内に所在する賃貸住宅(公営住宅を除く)に入居し、月額4万円を超える家賃(共益費等は除く)を支払った方に、4万円を越える家賃額に対し1万円を限度に補助金を交付します。なお、補助金の交付は、入居開始日の属する翌月から3年間です。

▼支給要件Ⅱ家賃補助金を受けようとする方が16歳以上40歳未満であること
▼申請Ⅱ交付金の支払いは、年度末に該当月数分を一括して支払いますので、入居の日の属する年度の終わりに(2月中)に申請してください。
次年度以降も同様に手続きしてください。

なお、年度途中で退去、または交付期間満了の場合には、退去時または交付期間満了時に申請してください。
▼必要な書類Ⅱ賃貸契約書の写し、住民票、納税証明書

旧町で家賃補助を受けられている方

すでに合併前から「養父町家賃補助金」、「大屋町若者住宅賃貸者奨励金」、「関宮町家賃補助金」の適用を受けられている方は、それぞれの条例等の支給要件により、引き続き期間満了まで補助金等の交付を受けることができます。

■お問い合わせ先

養父市役所企画政策課 Ⅷ
662-7602 または各地域局振興課まで